

平成25年加美町議会第4回定例会会議録第3号

平成25年12月13日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
15番	一條光君	16番	高橋源吉君
17番	味上庄一郎君	18番	三浦又英君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	鈴木裕君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	小川哲夫君

税 務 課 長	伊 藤 裕 君
特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
農業振興対策室長	鈴 木 孝 君
商工観光課長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保健福祉課長	下 山 茂 君
子育て支援室長	佐 藤 敬 君
上下水道課長	田 中 正 志 君
小野田支所長	大 類 恭 一 君
宮崎支所長	早 坂 雄 幸 君
総務課長補佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教育総務課長	小 山 弘 君
生涯学習課長	猪 股 清 信 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
参 事	二 瓶 栄 悦 君
主 査	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 13号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定につ
いて）

- 第 3 議案第 85号 加美町税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 86号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 87号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理について
- 第 6 議案第 88号 新町建設計画の変更について
- 第 7 議案第 89号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区
公民館）
- 第 8 議案第 90号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民
館他）
- 第 9 議案第 91号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デ
イサービスセンター他）
- 第10 議案第 92号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物直売
施設）
- 第11 議案第 93号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保
養センター等施設他）
- 第12 議案第 94号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設
等他）
- 第13 議案第 95号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森
公園パークゴルフ場他）
- 第14 議案第 96号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセ
ンター）
- 第15 議案第 97号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的
機能活用施設）
- 第16 議案第 98号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動
施設）
- 第17 議案第 99号 物品購入契約の締結について（広原小学校児童送迎用スクー
ルバス）
- 第18 議案第100号 平成25年度加美町一般会計補正予算（第7号）
- 第19 議案第101号 平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）
- 第20 議案第102号 平成25年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 第21 議案第103号 平成25年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第104号 平成25年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第105号 平成25年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第106号 平成25年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第25 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第26 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第27 議発第 8号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について
- 第28 委発第 3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 第29 議員派遣の件について
- 第30 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

午後1時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議事日程に入る前に、昨日の一般質問における発言の取り消し要求に関し、議会運営委員会からの意見を参考に次のとおりの扱いとしましたので、ご報告申し上げます。

地方議会議員には、国会議員のように免責特権はありませんが、その趣旨や精神は同様で、言論の自由による議員の職責を果たすこととなります。しかし、同時に発言が自由であるからといってどんな内容の発言も許されるというものではありません。議会での議員の発言は、自己の発言に責任を持つことが要求され、また、議会のルールに従った節度ある発言が要求されております。

今回、味上議員の一般質問の発言の中で、法第132条に規定されている無礼な言葉の使用、他人の私生活にわたる発言、議会の品位を落とすような発言に当たるかについて検証いたしました。不穏当、不適當と認められる発言はなかったと判断いたしました。しかし、今回ご指摘の一般質問の質疑答弁については、質問する側、回答する側双方の発言の一部に風評的な不必要と思われる発言の内容がありましたので、今後十分注意して発言するように申し伝えます。以上、報告といたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番猪股俊一君、5番伊藤信行君を指名いたします。

日程第2 報告第13号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第2、報告第13号専決処分した事件の報告について、報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第13号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年3月28日午後3時ごろ、加美町宮崎字北39番地78付近の町道を走行中、車道側に倒れていたスノーポール設置箇所を相手方車両が通過した際に接触し、車両左側のウ

インドーガラスに損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町30%、相手側70%により、賠償額が決定いたしました。そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（下山孝雄君） これにて報告第13号専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第3 議案第85号 加美町税条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、議案第85号加美町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第85号加美町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ交付されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化を進めるもので、主な改正内容は公的年金等の取得に係る個人町民税の納税義務者が賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続できることとすること、年金所得に係る仮特別徴収税額等の年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する金額とする仮特別徴収税額の算定方法の見直しをすること、上場株式等に伴う譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を設けること、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をすること、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備をすること、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴う規定の新設をすること、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をすることなどのほか、引用条項のずれや条文の整理をするものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 町長から詳しく提案理由の中で説明を受けたわけですが、1点目は、一番最初のその公的年金等の所得に係る個人町民税の関係で、賦課期日後にという部分がありますけれども、今まではこれが適用されていなかったから改正するということなのかがまず1点。

それから、2つ目は、上場株式等に係る部分の中で、それと株式に係る譲渡所得、それから上場株式等に係る譲渡の中で、その所要の規定の整備とありますけれども、以前にいただいているこの議案に関する資料の中で、この所要の規定の整備というものはどの部分に当たるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 裕君） 税務課長、お答えいたします。

条例第47条の2の関係でございますが、これは金融所得課税の一体化について、公社債等の利子等に対する課税……。済みません。公的年金からの特別徴収制度について、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から見直しを行うとされたこと、あと次に、具体的には年間の特別徴収税額の2分の1に相当する額とするとされたこと、また、賦課期日後におきましては、当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件のもと特別徴収を継続することができるというような改正でございます。

あとそれから、金融所得課税の一本化というようなことでございますが、このことにつきましては、日本経済の再生に向けて金融資産の効率的な活用、あと経済の活力維持に必要なことから、個人投資家の積極的な市場参加を促すというようなことでございます。多様な金融商品に投資しやすい環境整備を行ったというようなことで、金融所得の一本化というようなことでございます。

それで、金融所得課税の一本化でございますが、金融所得課税の一本化について、公社債等の利子等に対する課税方式を見直すと。これまで非課税とされていた公社債等の譲渡益のうち、源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡益について、株式等譲渡所得割または申告分離課税の対象とすることとされましたというようなことでございます。それで、これまで上場株式損

益通算範囲内の特定公社債等の利子所得など、あと譲渡所得等まで拡大するというようなことになりました。この改正は、平成28年1月1日以降に支払いを受けるべき利子と、あと同日後に行った譲渡から適用されるというようなことでございます。よろしいですか。

○議長（下山孝雄君） 12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 農業高校出身の私にはなかなか理解できない部分もあるんですけども、これによって課長どうなんですか、その税収というか、ここの推移にどういう影響があるのかどうかということも1点教えていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 裕君） 平成25年度のこれまでの実績でございますが、株式等の譲渡につきましては22件でございます。それで、これも分離課税の選択というようなことで7件ほど選択しております。それが所得で4,663万6,000円というようなことでございます。あと、配当につきましては2件、所得については2件と。所得が71万5,000円と。あと先物なんですけれども、先物の取引の譲渡というようなことで、申告あったものについては4件、取得に換算されたものが1件というようなことでございます。合計で申告あったものについては28件、所得については10件というようなことで、税額的には153万2,000円というようなことでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第85号加美町税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第86号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議案第86号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第86号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、前案件同様、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組に伴う規定の整備等によるもので、主な改正内容は、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をすること、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改正したことに伴う所要の規定の整備をすること、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をすることなどのほか、引用条項のずれや条文の整理をするものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号加美町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第86号加美町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第87号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第87号消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第87号消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてご説明申し上げます。

消費税率の引き上げについては、平成24年8月22日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることになりました。

今回の条例改正は、消費税率の引き上げに伴い、加美町公民館条例など使用料等を規定している23の条例の改正を行うものであります。消費税は最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することとなり、結果的に住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。このため、消費税の課税対象とされる公共サービス等の料金額について、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しをしたものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号消費税率の改定に伴う関係条例の整理についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第87号消費税率の改定に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第88号 新町建設計画の変更について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第88号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第88号新町建設計画の変更についてご説明申し上げます。

新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会が新町建設の基本方針などについて定めたもので、当初平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間とし、その後、平成23年3月に計画期間を1年間延長し、平成15年から平成25年度までの11年間が計画期間となっています。この間、平成23年3月11日の東日本大震災発生を受け、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が平成23年8月に施行され、さらに平成24年6月に同法改正により、被災地の合併市町村においては合併特例債を起すことのできる期間が最大10年間延長できることになりました。

これを受け、今回、新町建設計画の計画期間を5年間延長し、平成30年度までの計画とする変更を行うものです。変更内容については、計画期間の5年間延長と、それに伴い新たに追加される5年間の概算事業費の計上及び財政計画の修正などがあります。本計画の変更に当たっては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項及び第8項の規定により、宮城県との協議を経て議会の議決を得る必要があることから、加美町新町建設計画の変更について、今回議会に提案を申し上げるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） この間の全協の中の資料の最後のページになるわけですが、当初の財政計画の中の維持補修費、毎年2億円ずつ計画されておりますが、これからのこの将来の財政にも大きく影響してくるだろうと思いますし、また、これからの町にとっては大きな最大の政策課題になってくると思います。そこで、基本的にこれからの公共インフラについてどのようなお考えであるか、お尋ねをいたします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

ご指摘いただきました財政計画の中の維持修繕費、計画では2億円ずつという計上をさせていただきました。この維持経費につきましては、当然今後施設の統廃合というものも念頭に置かなければならないというふうには考えております。今、この2億円ずつというこの計画上はその統廃合についてのどこという、まだ具体的にどこを取り壊してというそういった具体的な計画を立てた上での試算ということではございません。これはあくまでも歳入と歳出の収支の

均衡をとったという形での2億円ずつの計上でありますので、この中に具体的に今、先ほど言ったような施設の統廃合に関するものを含んでいるということではありませんが、今後も維持修繕費につきましては相当の予算が見込まれますので、今後ともその維持修繕、例えばやぐらい施設群の維持修繕というのも考えなければならないということで基金のほうの積み立てをしておりますし、今後ともそういったような形ででき得る限り、できるだけ修繕費を抑えていきたいという思いはありますけれども、なかなかそうはいかないというのが現実であります。

いずれにせよ、今後とも施設の統廃合に向けての取り組みは行っていくようにしてまいりたいと考えております。

○議長（下山孝雄君） 佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 長期保全計画書が必要かと思いますが、予定されておりますか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

さきの議会でも3名の議員の皆さんからご指摘がありました各施設の長期維持管理計画につきましての計画をといたところがございますが、現在の進捗なんですけれども、建物についての維持管理計画を今プロジェクトという形で関係課を集めてやっております。それで、関係課につきましては総務、企画、建設になるんですけれども、平成25年度、その指針づくりと、それから管理手引きの作成とその計画の資料づくりをちょっとしております。実際にその運用あるいは実施につきましては、平成26年度にそれを計画を策定して実施するというふうな形で今進めてございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） そのほかに質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） まず確認をさせていただきたいんですけれども、今度新町建設計画の変更計画ということでありますけれども、この新町建設計画の捉え方といいますか、合併後の年次の部分といいますか、事業を含めた形で新町建設計画を組んでいって、その考え方の基点といいますか、その捉え方というのは、合併当時の新町建設計画をもとにしながら、それぞれ期間ごとに継ぎ足していくというのはおかしいな、変更していくというふうな捉え方でいいのかどうか。そうやっていくと、その基準が合併当時でありますと、その文面で差異がないというか、おかしくないところはそのままいいと思うんですけれども、その捉え方がはっきりしていませんと、この文面の見方に対してちょっと違和感のあるところもあるものですから、その辺の見方の整理といいますか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

先日、全員協議会でお配りをした資料に、建設計画の変更方針ということで載せさせていただいております。その中で、1の序論と2の新町の現況ですね。これについては、計画期間の変更と統計データ等の数値の変更のみを行うというものであります。それから、大きな3番目の建設の基本方針につきましては、合併当時の思いをまとめたものでありますので、その方向性につきましては変わらないということでありまして、これは引き続き新町建設計画の基本方針ということにするということでありまして、それから、大きな4番目の建設計画、これにつきましては、計画の連続性、それから継続性を重視して現計画、いわゆる前の計画をベースにして状況に即した修正を行うというものであります。それから、新町への宮城県の支援概要等、それから公共的施設の統廃合、統合整備につきましては、現行どおりとするというものであります。財政計画ですね。これについては、現在の財政状況を勘案し、将来にわたって過度な負担が生じないように現行の財政フレームの考え方を維持するというものであります。それから、最後に、計画の期間につきましては、平成15年から平成30年度までの15カ年とすると。

こういったことが今回の変更の方針、変更方針ということで変更させていただいたということでございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） ありがとうございます。今、課長からお話いただいたことをベースに、ちょっと数点お伺いをしたいと思います。

全協でいただいた資料、新町建設計画変更計画書というものをベースに質問させていただきたいと思います。2ページでありますけれども、(3)の少子高齢化の進展に伴うこの段落中での一番下から2行目の町民の4分の1を占める高齢者に対してというような、この4分の1ということになりますと25%ということなんですけれども、この段落ではこのような30%も超すというような状況でありますけれども、この表現でいいのかどうかということが一つ。

それから、16ページでありますけれども、この部分については「美しい自然と共生するまち」の部分なんですけれども、確かにこれからやるという、目指すという事業と、今取り組んでいるというか、これから取り組もうとする主要事業というふうに分かれていると思うんですけれども、この町なる農村景観の整備という中での右手で、ふるさと村構想の推進というような部分がありますけれども、どういうふうにこの意味合いをイメージしたらいいのか、お伺いをしたいと思います。

それから、21ページでありますけれども、「住民参加により自立するまち」が21ページにな

っているんですけれども、この行財政改革というこの部分の中での行政評価システムの確立という部分があるんですけれども、やはり主要事業の中では「進める」、「目指す」、「支援します」というような表現の文体なんですけれども、この部分では「客観的に行政の内容を把握することができます」というようなくだりになっているんですけれども、ここにその文体のまとめ方としてこういう表現がいいのかどうかということが一つ。

もう一つ、次のページの22ページなんですけれども、今まで目指す、支援します、進めていきますという部分とまた違って、主要事業の中では住民と行政の情報相互ネットワークの構築の部分、またはその下の観光ネットワークの部分で、やることによってこういう効果がありますよというように表記がされています。やはりその進める、支援する、目指しますという部分でない表現というものが、この文面の表現の一貫性の中でどのように理解すればいいのかなというように一つ。

あと、最後にもう一つなんですけれども、27ページの新町における地域の機能分担という部分があるわけなんですけれども、ここに縦横軸の図表が載っているわけなんですけれども、これを町民、あと我々どのように読み解いたらいいのかなというところについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

まずもって、2ページの町民の4分の1という表記ですけれども、この計画を策定した平成14年の直近の国勢調査の人口ということで、11ページに年齢3区分の構成がございます。この中の平成12年度の数字を用いて4分の1という表現をさせていただきました。

それから、16ページのふるさと村構想の推進というものでありますが、ほかの事業もそうですけれども、具体的にどのような事業を実施するということを記載しているものではございません。当時、地方の時代と言われていた時代でありまして、その中でふるさとを見直すというそういった機運が高まっていた時期でありました。そんな中で、観光とかグリーンツーリズムとか、そういったものをイメージしたものでありまして、ふるさと村構想というそういった構想も他の構想の中にございましたので、そういったものをイメージしてそういった表記にさせていただいたということでございます。

それから、21ページの表現についてのご質問であります。これは深い意味はございませんで、この文脈上、例えば客観的に行政の内容を把握し、例えば推進しますとかというよりも、この表現のほうがおさまりがいいということでそういった表現をさせていただきました。

それから、22ページの表現についても深い意味はございません。こういった表記をさせていただきました。ただ、ご指摘のように、全体の統一性から見ればそういったご指摘をいただくというのわかりますが、そういった深い意味はございません。

それから、27ページのこの機能分担のページのこの図がありますが、実は当初4町で合併を進めておりました。4町合併のときもこの図を使っておりまして、いわゆる4町がそれぞれということでありましたが、1町が抜けまして、それで三角がいいのかというそういったことありましたが、これはこのままにして、例えば下の部分、これは保健医療につきましては、これは加美病院というものがございます。これは当然色麻町もかわりのあるものだと。それから、産業関係につきましても、JAとか商工会とか一緒になっているということで、これはこの形は変えずにそのまま、ただ、中身は3町の中身に変更させていただきました。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 説明資料の21ページで行財政改革の中で、新庁舎の建設により効率的な行政運営をしますということで、全協でも説明いただきました。それで、この金額、30何億円だけありましたよね。こいつの51ページあたりだったかな。35億8,200万円になりますよ。それで、その中で庁舎の関係で耐震補強分と、それから庁舎建設と、それも入っているというような説明いただきました。それで、その中で耐震補強工事の今設計中でもあり、その内容ができ次第、議会に説明しますというような回答でしたですけれども、多分この関係は来年度の新年度予算ですから3月議会になると思うんですけれども、その前ですから、2月上旬とかそれに間に合う時期にその結果等を議会に説明することになると思うんです。

私が思うには、この変更なるものはそれが出てからでも遅くはないと思っていますし、3月ではなぜだめなのか。あと、それ以外にも例えば必ず今しなければならぬという理由があればよろしいんですけれども、その他の事業もより制度のいいものができるのではないかなと思うんですけれども、その辺お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

ご指摘をいただきました耐震補強の部分であります。財政計画の61ページに、普通建設事業費の17億円の中に5億円を入れさせていただいたという経緯であります。先ほどもこの財政計画についてのお話をしましたが、これは全て計画されていたものを積み上げてつくった財政計画ではございません。要するに、歳入の今後の税収の見込み、それから普通交付税が減額されていく。そういった中で、歳入歳出の均衡をとるために、均衡をとったものでございます。

当然、人件費とか扶助費、公債費、こういったものは必ず幾らかかるというものというか、決まっているものでありまして、これは大体同額か、若干減らすと。失礼しました。扶助費については社会保障関係でふえていくと。そういったいろんな推計をもとに財政計画を立てておりますので、極端な話、この中に5億円の耐震の事業費を入れなくても事業は行えると。これは項目立てしておりますので、それはできるのでありますが、今回そういった町としての計画を持っているということですので、今回あえてここに載せさせていただいたと。

そして、新庁舎につきましても、この平成30年度に26億円の中に15億円というものも含めさせていただいたと。これは載せなくてもいいという議論もございますけれども、新庁舎はいずれ建設するというのでありますので、とりあえず最終年度に載せたと。

ですから、この財政計画が細かい積み上げのもとにできているというものではないということをご理解をいただきたいと思えます。

それから、今回、この変更を12月に上げさせていただきましたが、3月では何でだめなのかというご質問であります。県との協議も整いまして、それで議会にも全協のほうで説明をさせていただいて、できるだけ早くというか、3月でもだめということではないんですけれども、もう県の協議も整いましたし、そういったことで12月に今回変更の議案を上げさせていただいたということでもあります。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 3月でもだめではなくて、県との関係でということでしたから、わかりました。

私は、一般質問でもちょっとお話ししたんですけれども、この耐震補強工事の関係で、要するに3つちょっとお話ししたんですけれども、本庁舎とか福祉課の手狭さとか、あとそれから書類関係とか、あと両方の西田・矢越の用地が今後どうなるんだというようなそういう内容を庁舎内で少し議論してほしいというお話をさせていただきました。それらを踏まえてこれをつくっていったほうがいいのかなどという気持ちもありましたから質問した次第です。

今言ったやつに関して、大変失礼なんですけれども、別の問題だと言えばそれまでなんですけれども、そういうことは例えば今後庁舎の耐震補強工事の設計が説明するところまで、そういうどのように私が心配している3つの点を庁舎内で検討するか、する方向になるか、しないんだというか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

まず、この新町建設計画につきましては、新年度予算が今編成が始まるわけですが、ここで承認をいただきませんと、3月になりますと新年度予算の起債事業の中に合併特例債が充てられないということになりますので、3月になってからでは次年度の事業の計画が難しくなってしまうということがございますので、今回上げさせていただいた。前回はそうにさせていただいたということでございます。

それから、ご指摘のございました文書ですとか、それから用地ですとか、そのようなことにつきましては、この間お話がご質問等であったときに、すぐ総務課長等ともその文書、ちょうどいい時期だと言ったらおかしなことになるかもしれませんが、各支所になって保管されている文書、永年保存等を全部洗い出して保管できるように、そして電子化をする必要もあるというような話もしました。このようなことにつきましては、いわゆる役場内で十分に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号新町建設計画の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第88号新町建設計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 8 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町西小野田地区公民館の指定管理者として、西部地区コミュニティー推進協議会を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間指定いたしたいので、地方自治法第

244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことで、人づくり、まちづくりを総合的に推進する施設として、平成23年度から指定管理者となり計画を立て、地域活動の拠点として実績を上げてまいりました。おおむね地域住民から、公民館に対する見方はよい傾向にあると感じています。

平成26年度から行う事業については、これまで以上に地区の活動拠点となる公民館を地域との協働による管理・運営で、地域の特色を生かした事業展開や利用者の利便性の向上を図ることができる、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会で評価し、今議会にご提案をさせていただくものであります。

通例であれば公民館の指定管理者の指定期間は3年であります。今後、他の地区公民館と一律の更新時期とするため、今回に限り指定期間を2年とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）

○議長（下山孝雄君） 日程第8、議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町鹿原地区公民館及び加美町防雪センターの指定管理者として、鹿原地区コミュニティ推進協議会を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間指定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことで、人づくり、まちづくりを総合的に推進する施設として、また、地区公民館と併設する防雪センターは本地域における除雪作業の拠点としての機能を有するほか、地区公民館と一体となった地域活動拠点施設として平成23年度から指定管理者となり、事業計画を立て、地域活動の拠点として実績を上げてまいりました。おおむね地域住民から公民館に対する見方はよい傾向にあると感じています。

平成26年度から行う事業については、これまで以上に地区の活動拠点となる公民館を地域との協働による管理・運営で地域の特色を生かした事業展開や利用者の利便性の向上を図ることができる、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

通例であれば、公民館の指定管理者の指定期間は3年であります。今後、他の地区公民館と一律の更新時期とするため、今回に限り指定期間を2年とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 本来であれば、教育長とか生涯学習課長にご質問すべき部分なんだろうけれども、町長、あえて町長に質問をさせていただきたいというように思います。

確かに公民館に関しては社会教育法、その中での公民館というようなことでの位置づけがされておりますけれども、やはり町の行財政改革の中で指定管理というような形で推移をされてきました。ただ、今町長から説明がありましたように、地域の方々が住む地域で力を合わせてさまざまなその活動をしていきたいと思いますという部分の背景と、もう一つは、公民館機能といえますか、その地域の方々にさまざまないろんな教養、文化を提供できる機会というものも、そういう機能も持ち合わせているのかなと。もちろん今までそういうことを持ち合わせてきたわけですが、今後このコミュニティにお任せをするわけですが、ここで運営をされている方々にそういう文化的な面、またはスポーツもあるでしょう。

そういう子供からお年寄りまでのそういう人生の段階の中で人間形成の部分で提供できていけるような資質を運営している方々にも備えてもらわなくちゃいけないのかなど。これ、資格とか何とかというのは別ですよ。そういった中でのそういう研修要件とか、研修をさせる機会とか、そういうのが指定管理の中には入っていないようにちょっと今まで思ってきたんですけれども、それをやはり管理料の中に見るとか、または全体の公民館の連携の中で研修の機会を皆さんにお与えをするとかという部分も、その経費として見ていったほうが、公民館としての地域のそういった活動拠点としての機能をより発揮できるのではないかというふうに思ってきましたので、町長がその地域課題または行政課題を期待しているその行政との協働という部分にも大きく触れる部分というか、つながる部分があると思いますので、その辺についての町長のお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現在、教育委員会所管の施設でございます。公民館のあり方というものもやはり時代とともに変化をしてきているわけですし、これからも変化をしていくだろうというふうに思っています。そういった中で、運営する側の能力の向上とか、知識の向上、さまざまやはり時代に対応した公民館運営をしていくということは、当然これは重要なことだろうというふうに思っています。

公民館、非常に皆さん指定管理で熱心に公民館活動を行っていただいているというふうに私は感じております。私もお呼ばれいたしましてさまざまな活動に参加させていただいておりますけれども、管理する館長さん初め、管理する方々がご経験が大変豊富ということばかりではなくて、うまく地域の方々の力を引き出してやっていらっしゃるなというふうに思っております。今後、議員がおっしゃったことも含めて、よりよい公民館活動を推進するためにどのように行政として支援をしていくべきか、そういったことも考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませぬか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君）　ご異議なしといたします。よって、議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。